

◎新潟県告示第952号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート（通称名：EMB－FUBINACA）及びその塩類
- (2) N－（1－アミノ－1－オキソ－3－フェニルプロパン－2－イル）－1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：APP－CHMINACA、PX－3）及びその塩類
- (3) 3－メトキシ－2－（メチルアミノ）－1－（4－メチルフェニル）プロパン－1－オン（通称名：Mexedrone、4－MMC－OMe）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成28年9月3日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。